

## 下水道施設の改築に係る国庫補助の継続に関する意見書

本市の下水道は、高度経済成長期の飛躍的な産業規模の拡大や、宅地開発等による人口増加に合わせ、急速な普及拡大を行ったことから、今後、耐用年数を経過した老朽化施設の急増が見込まれるとともに、管きよ、処理場、ポンプ場の耐震化を推進していることから、計画的な下水道施設の改築が必要とされている。

こうした中、平成29年度の財政制度等審議会において、汚水処理に係る下水道施設の改築については、国庫補助を見直し、受益者負担の観点から下水道使用料で賄うべきとの考え方が取りまとめられた。

しかしながら、下水道は、汚水を収集・処理することによって、地域の公衆衛生を向上させるとともに公共用水域の水質を保全するなど、極めて公共性の高い社会資本であり、地方財政法では、下水道事業は国が義務的に支出する負担金の対象とされている。

さらに、下水道法では、下水道施設の設置のみならず改築に要する費用も国庫補助の対象とされ、水質汚濁防止法では、国は地方公共団体が行う生活排水対策に係る施策を推進するために必要な財政上の援助に努めることが明示されているものである。

本市では、平成29年度に上下水道ビジョンを策定し、持続可能な経営基盤の確保に向けて取り組んでいるところであるが、下水道施設を計画的に改築していくためには、国の財政的支援が不可欠である。

よって、国におかれては、安全で安心な市民生活と安定した社会経済活動を維持するため、下水道施設の改築に係る国庫補助を継続されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月15日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣